

国際経済変動により影響を受けた 中小企業者の皆様へ融資制度のご案内 【地域経済変動対策資金】

5月16日 取扱開始
7月31日 日韓情勢追加
8月8日 円高追加
11月8日 要件拡充
1月30日 新型コロナウイルス

制度の内容

経済変動事象：令和元年度国際経済変動

融資対象者：経済変動事象の影響により、次のいずれかに該当する中小企業者等

- ア 最近3か月間の売上高又は販売数量（建設業にあっては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同期の売上高等に比べ5%以上減少している者
- イ 最近1か月間の売上高等が前年同月の売上高等に比べ5%以上減少し、かつ、その後の2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比べ5%以上減少することが見込まれる者
- ウ 最近1か月間に決済をした輸出入取引において、売買契約締結当時の為替相場に基づく円建売上及び仕入額見込みと円建売上及び仕入決済額を比べ5%以上の損失を受けている者
- エ 最近3か月間の輸出入関連企業からの受注数量又は受注金額（以下「受注数量等」という。）が、前年同期に比べ5%以上減少している者
- オ 最近1か月間の輸出入関連企業からの受注数量等が前年同月に比べ5%以上減少し、かつ、その後の2か月間を含む3か月間の受注数量等が前年同期に比べ5%以上の減少が見込まれる者
- カ 為替の急激な変動、需要減少等の世界経済減速による影響に対応するための新規需要獲得や生産投資等、事業再構築を実施する者
- キ 最近1か月間の売上総利益率（売上総利益（損失）÷売上高）又は営業利益率（営業利益（損失）÷売上高）が前年同月と比べ減少している者

資金使途：運転資金、設備資金又は借換資金

※借換資金は、新規の借入に併せて保証付の既往借入金を取りまとめる場合に限る。

融資限度額：2億8千万円

※地域経済変動対策資金の他の指定事象資金枠により融資を受けた額との合計

融資期間：10年以内（据置3年以内含む）

融資利率：年1.43%（変動金利）

保証：信用保証協会の保証が必要

保証料率：0.23%～0.68%（9段階）

【取扱期間】令和元年5月16日（木）から令和2年3月31日（火）融資申込受付分まで

申込み窓口

最寄りの商工会議所、商工会、商工会産業支援センター、鳥取県商工会連合会、
鳥取県中小企業団体中央会、金融機関等

【お問合せ先】鳥取県 商工労働部 企業支援課 （電話）0857-26-7453 （ファクシミリ）0857-26-8117